

# Q&A 中国ビジネス Q&A 中国現地法人からの資金還流

**Q** 中国現地法人の余剰資金を配当や子親ローンで日本本社へ還流することは可能でしょうか？

**A** 中国現地法人の余剰資金を日本本社へ還流する方法には、経常取引の配当金送金や資本取引の子親ローンがあり、当局の許認可は、配当金の場合は不要、子親ローンの場合は外貨管理局へ事前に限度額の登記を行う必要があります。ただし、国際収支が急激に悪化し、人民元安が進行した場合には、当局は銀行に対する口頭指導等の形で、資本流出規制を行う可能性がある点に留意が必要です。

## 1. はじめに

中国現地法人の中には、中国域内での長年の経営を通じて多額の余剰資金を蓄積する一方、日本本社では第三国への投資や借入れ圧縮等のために子会社の資金の活用を検討する企業も少なくありません。中国現地法人の余剰資金を日本に還流する方法として、配当や親会社への域外貸付（子親ローン）が一般的に利用されています。また、通貨は人民元建、外貨建ともに可能ですが、通貨によって条件と対外送金の際に必要な銀行への提出書類が異なります。

## 2. 配当金送金の条件・手続き

### <配当の条件と必要書類>

配当金送金は、2013年9月以降、外貨管理局への事前承認申請が不要となりました。配当を行うには、繰越欠損金を補填し、三項基金<sup>注1</sup>の積み立てを行っていることが前提となります。なお、過年度の配当金送金も可能です。

1件あたり5万ドル相当額を超える配当金送金の場合、銀行に対し表1に示す書類の提出が必要です。1件あたり5万ドル相当額以下の場合、銀行の取り扱いは「顧客を理解、業務を理解、審査に責任を負う」の業務三原則に基づくこととされ、原則銀行によるエビデンス審査は不要とされていますが、董事会決議（利益処分に関する事項）と配当源泉税の納税手続きが不要となるものではないことに留意が必要です。

また、銀行提出書類は、地域・銀行によって異なる場合がありますので、事前に取引銀行へ確認することが望まれます。

### <配当金送金に伴う税制>

日本の親会社向けに配当を行う場合、配当元本に対し、

表1 配当金送金時の銀行宛て提出書類

外貨建 (1件5万ドル相当額超)	人民元建 (1件5万ドル相当額超)
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 董事会決議書（含む利益処分）</li> <li>• 税務備案（サービス貿易等項目対外支払税務届出表）</li> <li>• 監査済み財務報告表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 董事会決議書（含む利益処分）</li> <li>• 税務備案（サービス貿易等項目対外支払税務届出表）</li> <li>• 監査済み財務報告表</li> <li>• クロスボーダー人民元決済支払証明または取引エビデンス</li> </ul>

（出所）国家外貨管理局資料に基づき三菱UFJ銀行作成

配当源泉税10%が発生します。また、日本側で外国税額控除が可能な場合は、配当元本金額の95%が益金不算入となります。配当送金時に中国と日本で発生する税金について簡単に示したのが、図1です。

### <配当スケジュール>

中国現地法人の決算時期は12月で、翌年5月末までに年度確定申告を行い、現法の株主会・董事会の配当決議を経て、源泉税を支払った後に、配当送金となります。早ければ5～6月から配当が始まりますが、一般的には7～8月頃に実行されます。

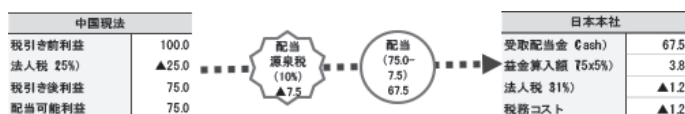
## 3. 子親ローンの条件・手続き

外貨建子親ローンについては、14年に国家外貨管理局が大幅に規制を緩和しました<sup>注2</sup>。従来の域外親会社に限られていた貸付対象に域外子会社を加えられ、貸付限度額は親会社向け「分配済み未送金利益」と「未分配利益のうち親会社の出資比率相応分」の合計額以下に制限されていたのが「所有者權益の30%」となり、貸付期間の2年の制限は撤廃されました。

また、人民元建子親ローンについては、16年の中国人民銀行の通達<sup>注3</sup>で、貸付人と借入人との間には持分関係があること、限度額は所有者權益の30%まで外貨と合算すること、原資は借入金不可とすること等の各種条件や貸付手続きが明確にされました。

ただし、子親ローンは資本取引であるため、事前に外貨管理局に貸付限度額の登記が必要となります。また、外貨建と人民元建では条件が異なります。通貨ごとの条件については、表2をご参照下さい。

図1 対日配当金送金の課税モデル



<中国現法>税引き前利益：100、法人税率：25%、  
<中国現法が納税・日本本社の負担>配当源泉税率：10%（日本における税額控除不可）  
<日本本社>法人税率：31%（配当元本の5%が益金算入）

（出所）国家総務税務局、国税庁等の資料に基づき三菱UFJ銀行作成

三菱 UFJ 銀行 国際業務部  
調査役 久保満利子

表 2 外貨建域外貸付・人民元建域外貸付の比較

	外貨建	人民元建
貸付対象	・域外の持分関連関係にある会社	・貸付人と直接株式関係がある、または同一株主を有する
当局申請	・外貨管理局へ貸付限度額登記後、直接取引銀行で貸付専用口座の開設と対外支払いを行う	・外貨管理局へ貸付限度額登記後、直接取引銀行で貸付専用口座の開設と対外支払いを行う
貸付限度額	・所有者権益の30%以下（残高ベース管理）。30%を超えるケースがある場合、外貨管理局が個別に審査	・所有者権益の30%以下（外貨建域外貸付と合算、残高ベース管理）
貸付原資	・外貨資本金、外貨国内借入、外貨経常項目口座資金、人民元の外貨転資金	・自己資金のみ（借入金は不可）
資金使途	・特段の制限なし	・銀行は使途の真実性、合法性を慎重に審査
貸付期間	・明文規定はなく、合理的な範囲で決定可能	・原則、6カ月以上5年以下。ロールオーバーは原則1回限り
所要期間	・1カ月程度	・1カ月程度

(出所) 国家外貨管理局、中国人民銀行資料に基づき三菱 UFJ 銀行作成

表 3 配当・子親ローンの比較

	配当	子親ローン
上限額	・配当可能利益の範囲内 ・外貨、人民元のいずれも可能	・所有者権益の30% ・外貨、人民元のいずれも可能
実行時期 所要期間	・通常、12月の決算の7～8カ月後	・通常、1カ月程度。いつでも実行可能
コスト (日本本社)	・配当額に対する源泉税、配当に対する法人税等 ・調達コストはゼロ	・利息金額に対する源泉税 ・支払利息
その他	・日本本社は、単体利益が増加 ・中国現地法人に資金需要が発生した場合、再投資が必要	・子会社の配当可能利益の有無に関わらず実行可能

(出所) 国家外貨管理局、中国人民銀行等の資料に基づき三菱 UFJ 銀行作成

#### 4. 配当・子親ローンの選択

##### <選択のポイント>

中国現地法人の余剰資金を日本本社へ還流する一般的な方法として、配当金送金と子親ローンの条件と手続きについて解説してきましたが、改めて配当と子親ローンの特徴をまとめたのが表3です。

##### <選択の例>

たとえば、将来、中国域内での再投資計画がある場合、中国現地法人は再投資の時期まで子親ローンを実施することで、余剰資金の機動的な運用が可能となります。一方、将来、日本本社が中国ではなく他の地域への投資を計画している場合、中国現地法人は配当により親会社に資金還流を行うことで、親会社は投資資金を確保することができます。

#### 5. 当局の政策スタンス

近年、經常取引に加え、資本取引についても、規制緩和や手続きの簡素化が進められ、これまで「手続きが煩瑣」「不可」と思われてきた中国現地法人からの配当や子親ロ

ーン等の対外送金も容易になりました。

ただし、域外への送金については、これまで述べてきた各種規定のほかに、マクロ環境の変化に応じた当局による口頭指導が行われることがある点に注意が必要です。中国人民銀行（中央銀行）は通貨の安定を政策目標としていることから、人民元に対する下落圧力が高まる局面では、当局が人民元安につながる資本逃避を阻止するべく、一時的に口頭指導により対外送金に対する規制を強化する可能性があります。

過去には、15年後半から中国の景気減速懸念、米国の利上げ観測が高まる中、企業の貨物貿易決済や配当を装った經常取引や合理性に欠ける対外投資等の資本取引を通じた資金流出が散見されたことから、当局の口頭指導により經常取引、資本取引の両面にわたって管理が厳格化した経緯があります。

足元では、米中貿易摩擦の激化とこれを背景とする中国経済の減速懸念から人民元が下落圧力を受ける中、一部地域では当局や銀行が不正な資金流出を防止するべく域外貸付の管理を強化し、企業に対し子

親ローンの資金使途等を確認するための各種エビデンス書類の提出を求めるといった例が見られます。

今後、さらに人民元安が進行した場合、対外送金に対し様々な形での当局規制が強化されることも予想されるため、中国現地法人から日本本社への資金還流を検討する際には、今後の中国経済動向、国際収支動向、中でも外貨準備高の推移、そして人民元為替相場の動向に引き続き留意が必要です。

注1 税引き後利益から積み立てる法定積立金で、①準備基金、②従業員奨励福利基金、③企業発展基金から成る。繰越欠損金がある場合は積み立てる必要がない。準備基金については、登録資本金の50%に達するまで、毎年、税引き後利益の10%以上を積み立てる必要がある

注2 「国家外貨管理局 資本項目外貨管理政策をさらに改善、調整することに関する通知」（「匯発 [2014] 2号」）

注3 「中国人民銀行 域内企業の人民元域外貸付業務をさらに明確化することに関する通知」（「銀發 [2016] 306号」）